

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年10月1日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	羽曳野市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.habikino.lg.jp/soshiki/shichou/jouhouseisaku/mynumber/6368.html

執行機関名 羽曳野市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例(平成9年羽曳野市条例第15号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年羽曳野市条例第38号)別表第1の4の項 羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号)第一条	羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、保護者の精神的、経済的負担を軽減するとともに、子どもの医療の確保に寄与し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例 大阪府市町村乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱